

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成30年第3回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成30年9月18日(火) 開会：午前10時 閉会：午後0時33分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第116号 財産の取得について

議案第119号 筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第120号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(分割付託分)

議案第121号 筑西市職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第122号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(分割付託分)

議案第123号 筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第126号 平成30年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算

議案第130号 平成30年度筑西市病院事業債管理特別会計予算

4 出席委員

委員長 石島 勝男君 副委員長 稲川 新二君

委員 小倉ひと美君 委員 仁平 正巳君 委員 尾木 恵子君

委員 箱守 茂樹君 委員 赤城 正徳君 委員 鈴木 聡君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 田崎 和彦君

委員長 石島 勝男

○委員長（石島勝男君） 皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

ただいまから総務企画委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立しております。

赤城委員さんが少しおくれるということで、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案の審査の順序ですが、お手元に配付しました順番で執行部に入室していただき、財産取得議案1案、条例議案5案、補正予算議案1案、平成30年度予算議案1案について、所管部ごとに審査してまいりますと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 異議なしということで、順次進めてまいります。

なお、質疑、答弁はマイクを使ってお願い申し上げます。

初めに、総務部です。

議案第119号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」審査いたします。

総務課から説明を願います。

中島総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中島国人君） おはようございます。総務課の中島でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（石島勝男君） ただいま赤城委員さんが入りました。

○総務課長（中島国人君） 議案第119号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、説明させていただきます。

今回の改正は、公職選挙法の一部を改正する法律が、平成29年6月21日に公布され、平成31年の統一地方選挙にあわせ、同年3月1日から施行されることとなったものによるものでございます。

改正内容といたしましては、市議会議員選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラの頒布が可能となり、一定の金額の範囲内で公費負担することができるものとしてございます。

まず、第1条でございますが、法の趣旨について規定するものでございます。現行では、市長選挙に限られたビラの公費負担について、市議会議員の選挙に適用できるよう、法第142条第1項第6号に係る筑西市長の選挙における文言を削除したものでございます。

次に、第2条でございますが、公費負担の範囲を規定するものでございます。第1条の改正と同様に、「選挙運動用に係る市長選挙の場合に限る」の文言を削除したものでございます。

なお、頒布できる選挙運動用ビラの枚数についてですが、4,000枚が限度となりまして、公費負担の限度額単価につきましては、市長選挙同様に1枚当たり7円51銭でございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行期日を平成31年3月1日とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 何となくはわかるのですが、具体的によくわからない部分があるのですが、つまり1枚当たり7円51銭の選挙用のパンフレットと申しますか、そういうビラをつくって、4,000枚限度で。これが公費負担でお金が出るということで理解していいのでしょうか、まず。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） それで間違いございません。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、それは施行日が3月1日からですから、日にちは決まっていますが、選挙が4月の末ごろだと思うのですが、その前につくってしまって、3月1日から配布するというのでいいのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 前につくると申すのか、まずこちらに届け出をしていただいて、審査をした後、問題がないということになりましたらば、こちらのほうで証紙を配布します。そのビラに一枚一枚張っていただいて頒布していただくということになります。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） では、4,000枚、舌痛くなるほど張らなければならないのだ。つまり、そのつくったものを選管に持って行ってオーケーが出れば、3月1日以降はまいてもいいということですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 配布につきましては、ビラを配布できる期間がございますが。選挙期間中に限られます。告示日から候補者届け出を済ませた後から投票日前日まで配布ということになります。

○委員（仁平正巳君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第119号の採決をいたします。

議案第119号「筑西市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第120号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、本委員会所管の分割付託分について審査をいたします。

なお、議案第120号については、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決をいたします。

まず、説明を願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第120号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴

う関係条例の整備に関する条例の制定について」、総務課所管についてご説明いたします。

この条例は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条は、筑西市情報公開条例の改正でございます。筑西市情報公開条例の規定により、公文書の会議を行う実施機関として茨城県西部医療機構を加えるものでございます。

次に、第2条は、筑西市個人情報保護条例の改正でございます。筑西市個人情報保護条例の規定により、保有個人情報の開示を行う実施機関として、茨城県西部医療機構を加え、これに伴い新たに診療情報の開示についての規定を加えるものでございます。

次に、第3条は、筑西市職員の分限に関する条例の改正でございます。茨城県西部医療機構の設立に伴い、筑西市民病院が廃止されることから、病院等の職員が職務遂行上密接な関連がある上位の資格を取得する場合に、休職を認める条例を削るものでございます。

次に、第4条は、筑西市職員の定年等に関する条例の改正でございます。茨城県西部医療機構の設立に伴い筑西市民病院が廃止されることから、筑西市民病院の医師の定年について定める条文を削るものでございます。

次に、第5条は、筑西市職員の給与に関する条例の改正でございます。茨城県西部医療機構の設立に伴い筑西市民病院が廃止されることから、医療職給料表及び医療職給料表等級別基準職務表を削り、それに伴い関係する条項について所要の改正をするものでございます。

最後に附則でございますが、第1項は、施行日を平成30年10月1日にするものでございます。第2項は、この条例の施行前に、第5条による改正の適用を受ける医療職職員に係る平成30年9月30日までの勤務に対する給与の支給について、この条例の施行により、医療職の給料表等が廃止される後も、なお当該給料表等の規定による旨の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 西部メディカルセンターについては、この委員会ではこの場面しかないのですが、せっかくの機会ですからちょっと確認をしておきたいのですが、相澤部長がご出席ですので、相澤部長にも答弁願いたいのですが、9月14日、議案質疑の席上、鈴木議員の質疑に対して相澤部長は虚偽の答弁をされました。それは真壁医師会の協力がなくして西部メディカルセンターは成り立たないという、当初からの話に基づいて、真壁医師会との関係を鈴木議員が聞いたところ、良好な関係であると、こういう答弁をされましたが、109人の真壁医師会の会員の中で……

○委員長（石島勝男君） 仁平さんにちょっとお伝えいたします。

最後の段階で、中核病院の整備部の中でやはり説明がありますので、そちらで一括……

○委員（仁平正巳君） どこで。

○委員長（石島勝男君） 最後の、総務、企画、市民環境部、最後が中核病院整備部で、その中で質問されて……

○委員（仁平正巳君） 第何号でやるの。

○委員長（石島勝男君） 議案の第120号の中で……

○委員（仁平正巳君） 今120号でしょう。

○委員長（石島勝男君） ええ、この後。

○委員（仁平正巳君） では、その続きはそのときやります。

○委員長（石島勝男君） そのほかございましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） では、質疑を終結いたします。

続いて、議案第121号「筑西市職員の退職管理に関する条例の制定について」審査いたします。

説明を願います。

引き続き、中島総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第121号「筑西市職員の退職管理に関する条例の制定について」説明いたします。

職員の退職管理につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行され、地方公務員の退職管理に関する規定が新たに設けられたところでございます。改正後の地方公務員法では、退職後に営利企業等に再就職した職員が、在職時の職務に関して影響力を行使することを規制し、公務の公正な執行を確保することを目的としており、各地方公共団体が必要と認める場合には、所要の措置を講ずることとされていることから、今回新たに条例を制定するものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。第2条では、再就職による依頼等の規制について規定しております。地方公務員法により、全ての再就職者は、当該地方公共団体と営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負、その他の契約、処分等に関する事務について、離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけを、離職後2年間規制しております。これに加えまして、第2条では、国の部長または課長相当職についていた再就職者、いわゆる管理職の職員について、離職前5年より前にその職についていたときの職務に関する現職職員への働きかけを、離職後2年間規制するものでございます。

第3条では、任命権者への届け出について規定しております。地方公務員法により、地方公共団体は条例で定めるところにより、再就職者に対して再就職情報の届け出を義務づけることができるとされております。これに基づき管理または監督の地位にあった職員は、営利企業等の地位についた場合、再就職情報の届け出を離職後2年間義務づけるものでございます。

なお、この条例は、施行期日は平成31年4月1日でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらの条例の制定の経緯について、ご説明をお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） こちらの条例の導入についてでございますが、地方公務員法が平成26年に改正され、平成28年に施行されました。この条例につきましては、天下りから働きかけ禁止というふうに変った改正でございます。また、一般質問等でも議員さん何名かからご質問があったことや、県内各市の状況も鑑みまして、当市も襟を正すということで、働きかけに関することを禁止した2条、3条を今回定

めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら過去にそのような働きかけとか、そういうのがあったから条例を制定したわけではないということよろしいのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） そういうような働きかけがあったということで、今回条例を定めたわけではございません。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 再任用でいろいろクラスがあるのだよね、例えば総務部長みたく、再任用で総務部長になったり、それから調整監になったり、それから係長、そういうのはどうなのですか、これは。再任用で例えば総務部長に再任用されて、離職者2年間どうのこうのとかいいろいろ規定を設けているが、総務部長となれば、それなりの権限を従来どおり行使するわけですか。だから私らは再任用という規定がよくわからないです。ここへ初めてこういう条例を出されたのだけれども。だからどうなのですか、一般的な再任用ということで、その人の希望によっては週に3日とかいろいろあります。しかし、職階というの、階級、これがばらばらなのですか。人によっては、今言ったように総務部長がそのまま続行できるとか、そういう細かい規定というのはないのですか、ただ思いつきで、この人は、ではこういう総務部長にしまえとか、それはやはり市長が決めるのですか、そういう合議制というのはないのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

再任用制度の役職ということでございますが、基本は、原則は、その係員という形になります。部長職についていた者については係長職、それ以外に市長が定める場合には、そのような役職がつくというふうな定めになっております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 一般的には再任用というのは係員ですね、場合によっては係長ぐらい、あとは市長の意向なのだという話でいいのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今の回答で間違いのないと思います。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、市長が決めることについては何の制約もかかっていないのだ。今言ったように、係員とか係長は、そういうある程度の規則を設けてやるけれども、ほかに市長がそういう判断をした場合は、市長の意向で総務部長になったり、調整監になったり、部長にとどまったりすることが。だからそういうことで職員からもいろいろな話が出ているのです。誰か一般質問でも議員さんやっています。

した、何人か。だからちゃんと、やはり何十年、定年までなら40年近く働くわけだ、みんな一生懸命。そういうことでいろいろ市長の考えで甲乙をつけて、この人はこうだとかということをやっていたら、私はちょっとやはり職員の方たちが、私の考えですが、市長から離反していってしまうのではないかなと思うのです。そういう俗に言う市長の評価で決まってしまうというやり方は、やはり集団で機構を設けて、その中で人物評価は私はやるべきだと思うのです。そうすれば、職員だって仕方がないかとか、なるほどなという、納得いくような仕組みをつくらないと、私はやはりちょっと気になります。本当に市民のために働くかな、どうかという問題が私は出てくると思うのですが、その点どうなのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今の件ですが、先ほど申し上げましたとおり、まず基本は再任用は係員に、部長職につきましては係長、それ以外に定めた場合はほかの職という形になりますが、ただ単に市長が定めたというよりは、例えばですけれども、私どもにおります調整監などというのは、警察官のOBということで、そういう者を重んじてこの職が真っ当であろうというふうな、いろいろな協議をいたしまして今の職になっているというふうなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 私は課長にそういう質問をしていないのです。だって、警察から来た調整監は、やはり専門的なプロ職だから、それはもともと市の職員ではないわけだから、それは私が今言っていることの対象外なのです。内部のそういう再任用について言っているわけです、内部の職員の。だからそういう規定はちゃんと、誰も不平不満がないようにちゃんとした規定をつくったらどうでしょうかと言っているのです。市長の意思でこうだのあだのというふうにならないように、みんなが、だから気持ちよく再任用で働けるようなシステムをつくったらどうですかと言ったのです。警察から来た調整監の話はしていないです、もともと県の職員だから。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今後そのようなことは議論していきたいと考えております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 課長では苦しいです、そういう説明は。総務部長もいるのだから、よく総務部長と相談して、市長等も含めて。やはりこれはみんなが気持ちよく再任用されて、そして働くというのが一番私はいいと思うのです。そういう点、総務部長、どうなのですか。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、お願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） 鈴木委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、国のほうで地方公務員法の一部改正が叫ばれまして、平成26年に変わったわけでございます。その中で、1つとしましては、先ほどご質問ありました職員の再任用制度の確立、そしてもう1つのカテゴリーとしまして、今回条例の制定をお願いしております退職管理ということで、基本的には別物でございます、国のほうで。平成28年4月1日から各自治体で施行という形になりまして、今般お願いしているわけございまして、この退職管理につきましては、再任用期間につきましては、国家公務員法106条の24の中でも規定外ということで、別々に作りなさいということでございますので、そこだけまずご理解を賜

りたいなど。

ですから、私、先ほど来総務部長ということで、ちょっと違うのではないかというふうなお話ございましたけれども、こちらは先ほど中島課長がお答えしたとおり、筑西市再任用職員の規定の中で、市長が特に認めるというところで、私からこういった答弁するのも恥ずかしいのですけれども、総務部長ということでなっておりますので、その辺はご理解いただきたいなど。

ですから、退職管理につきましては、60歳で通常定年になります。ですから、再任用になった方はこちらから外れるというふうなご理解をいただきたいなどというところでございまして、その辺のところをまずご理解いただかないと、ちょっと私も答弁に苦慮するのかなと思います。

今回条例をお願いしたところは、先ほど小倉委員さんからもご質問あったとおり、どういう経緯なのかなということで、近隣でもやはりこういったものについては、先ほど中島課長も言いましたように、「天下り」という言葉を「働きかけ」という言葉に平成26年に変えまして、その中で県内を見ますと、やはり県西地区でいきますと古河市、それと常総市では、もう既に条例化を図っている。あと近隣、結城市とか下妻市は、規則だけというふうな状況でございますので、やはり先ほど中島課長も言いましたように、襟を正す意味では条例できつく縛って、職員に対してはそういったことのないように、市として恥ずかしくないような形で条例化しようということで定めたわけでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 総務部長の責任で筑西市も条例化したらどうなのですか。先ほど、ここでは条例化していないのですね、今の答弁では。ちょっとそこら辺がよくわからなかったのです。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） お答えします。

答弁がちょっと錯綜して申しわけございません。条例化していないというのは、今回の議案第121号が条例化していなかったのです、そこは襟を正す意味で、県内ほぼ規則で平成28年からつくっているのですが、規則ではちょっと弱いなというところで、今般条例できつく職員に対して働きかけを行わないような形で訂正をさせていただくということで提案させていただきまして、再任用については、条例化という話は今のところございませんし、ほかの自治体でも条例化しているところはないというふうに聞いております。

また、国のほうでは定年延長が確立する年が2032年ということでございますので、これから定年が61、62歳になっていく中での、再任用というのは移行期間という形で続けていただければと思います。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員さんに申し上げます、

鈴木委員さん、今審議しているわけなのですが、議案の審議の中でちょっとお願い……

○委員（鈴木 聡君） 委員長、何勘違いしているの、再任用の話……

○委員長（石島勝男君） ちょっと今、だから別の話になっているということで、ちょっとあったものだから、どうですかね。

○委員（鈴木 聡君） なってないです。何で勝手にそういう……

○委員長（石島勝男君） 勝手というより、委員会の中でやはり円滑に進めるのが委員長の仕事でもあるし……

○委員長（石島勝男君） もう1問で終わりますから。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 総務部長、市長の信任を得て総務部長として再任されたのですから、この1年間そういうことでの職員の再任用問題ではちゃんとした、みんなが快くやれるようなそういった規則なり条例なり、不平不満が出ないように、その人の評価はいろいろあるから、その人の評価、実力に基づいて、ちゃんとしたそれなりのある程度の規定はやはり設けて、そのとおりにやっていったらどうなのでしょう、市長がこうだと言えばああだというような話ではなくて。その辺最後にお伺いします。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） 鈴木委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、再任用につきましては、6月中に次年度退職、翌年の3月に退職する職員全員にアンケート調査を行います。そのアンケート調査をもとにして、フルタイムなのか時間帯なのかということで届けていただきまして、その後どこがいいのか、10月過ぎましたら、どこの職場を希望するのかということで、第3希望までお伺いします。それに合わせまして所属長、いわゆるその課長であれば部長の、今人事評価がございまして、評価表をいただきます。それとその後、評価と希望表をいただきながら個人一人一人ヒアリングをさせていただいた結果を市長に報告をさせていただいて、判断をいただくというようなスケジュールになってございまして、その辺もご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（鈴木 聡君） 何で委員長、これ議案外だなんて、何で。

○委員長（石島勝男君） だから一応、ちょっとこれもらって……

○委員（鈴木 聡君） 離職の話をしている、事務局も何やっているの、そうやって指示したの、今。離職の話をしているのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） だから再任用の場合は、議案と関係ありませんという……

○委員（鈴木 聡君） いろいろ関係しているから、委員長が勝手にそういう判断したのですか。

○委員長（石島勝男君） 判断というより、事務局のほうと連携して、円滑に進めるようにやっています。

○委員（鈴木 聡君） いいけれども、後で……

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私はずばっとお聞きいたします。課長でも部長でもお答え願いたいと思うのですが、部長、再任用で総務部長を務めているのだから、総務部長いる前で質問したら、ちょっと違和感があるのかなとは思いますが、再任用で部長職になっていて、給料は係長だと今聞きました、お金は、給料は。だが、総務部長の責任範囲、また権限というのは、どこまでどうなっているのでしょうか。それ、どちらでもいいですからお願いします。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） 赤城委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

総務部長ということで、私いみじくも拝命いたしました。給料につきましては、44万円何がしから38万円に下がっています。ボーナスについては約3分の1ということになっておりますが、職務とか責任割合は一緒でございまして、ことしの3月までと同じようなモチベーションで、今でも総務部長の職を務めさせていただいているところでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それでは、総務部長、部内にえらい失態を犯したというような、新聞に載るような失態を犯しましたと、総務部の職員の中で。そうしたときには伊の一番に責任はとるのですね。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長、答弁願います。

○総務部長（菊池雅裕君） お答えしたいと思います。

失態といいましてもいろいろございますので、まずは失態したから私が責任、当然最終責任は私ですけれども、すぐに責任ということではなくて、聞き取り調査をしながら状況判断をして、その中で筑西市職員の分限懲戒審査会というのがございます。その中で判断をしていただいて、それ相応の判断が出ましたら、私はその判断に基づきまして罰を受けるというような形のスケジュールになってございます。

重々、部下がもし失敗したことに対しては、当然反省しなければならないところはあるのですけれども、その辺の判断は委員会のほうに委ねられるというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） では、これで終わりにします。給料はそれなりで責任は重いというような感じですね、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（石島勝男君） 稲川副委員長。

○委員（稲川新二君） 1点だけお聞きします。

この条例の文言に「離職」という言葉が使われているのと、2年、あとは5年という年数が入っていますけれども、離職という考え方と、再任用の方が終わってという考え方は、どのように考えたらよろしいでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 稲川副委員長のご質問にご答弁申し上げます。

再任用につきましても、職員というふうに考えていただいて、一般職が定年退職になりました。その後再任用になりました。再任用が終わったときに退職日でございます。

○委員長（石島勝男君） 稲川副委員長。

○委員（稲川新二君） 再任用の方も1年、期間が2年と延びて、最終的には定年制が変わってくるのかと思いますけれども、管理職の方は5年前にさかのぼって、その前までということなのだと思いますけれども、管理職以外の方々の場合はどのような考え方ですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 管理職、管理職ではないということですが、定めのほうが、管理職の定めと、あと職員の定め、個々にありますので、それに合わせて、再任用でも管理職であればその管理職の定め、再任用で係員になればその定めというふうなご理解をいただきたいと思います。

○委員（稲川新二君） 納得しました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより、議案第121号の採決をいたします。

議案第121号「筑西市職員の退職管理に関する条例の制定について」賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第123号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、審査をいたします。

説明を願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第123号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」説明いたします。

今回の条例改正につきましては、茨城県西部医療機構の設立及び筑西市立ことぶき荘老人ホームの民間移譲に伴い、関係する特殊勤務手当に係る規定を削り、または改めるものでございます。

まず、第2条の改正でございますが、特殊勤務手当の種類のうち、医療業務手当、ラジウム治療室看護手当及び夜間看護手当を削るものでございます。これは筑西市民病院の医療職に対して支給していた手当ですが、茨城県西部医療機構へ移行により対象支給者がいなくなることから、関係各号を削るものでございます。また、それに伴いまして、各手当の支給対象者を定める第10条から第12条を削り、あわせて手当の額を定める別表第2につきましても削るものでございます。

次に、第5条の改正でございますが、筑西市立ことぶき荘老人ホームの民間移譲により、福祉施設業務手当の支給対象施設から養護老人ホームを削るものでございます。また、それに伴いまして、各号を削り、支給対象者を市立保育所及び市立認定こども園に勤務する保育士に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、医療業務手当に関する経過措置を定めた第4項から第11項までを削り、この条例改正の施行期日を平成30年10月1日にするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより、議案第123号の採決をいたします。

議案第123号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の審査を終わります。ご苦労さまでございました。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

[総務部退室。企画部入室]

○委員長（石島勝男君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について審査いたします。

なお、議案第126号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後採決いたします。

それでは、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算のう

ち企画部所管の補正予算について説明を願います。

企画課から説明を願います。

島村企画課長、お願いいたします。

○企画課長（島村信之君） 企画課の島村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、企画課所管の補正予算について、事項別明細書にてご説明いたします。

恐れ入ります。予算書12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。2、歳入でございます。款18項1寄附金、目2節1総務費寄附金、説明欄、総務費寄附金53万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは平成30年7月豪雨災害で被災しました岡山県高梁市への義援金としてのご寄附でございます。

ページを返していただきまして、14ページ、15ページをごらん願います。同じく目11、節1ふるさと納税寄附金、説明欄、ふるさと納税（使途指定）1,000万円の増額をお願いするものでございます。こちらも高梁市の義援金といたしまして、ふるさと納税により代理受領したものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、説明欄、ふるさとイメージアップ事業、こちらに107万7,000円の増額をお願いするものでございます。まず、1つ目といたしまして、さらなる地域の知名度向上を図るために導入されることとなったつくば地域図柄入りナンバープレートを、市の公用車に導入するための取り付け作業委託料57万7,000円の増額、2つ目といたしまして、平成30年10月及び平成31年2月に行われますダイヤモンド筑波おもてなしイベントの開催に伴いまして、そちらの会場となります母子島遊水地への臨時駐車場を整備するために、工事請負費50万円の増額をお願いするものでございます。

同じく目15諸費、説明欄、平成30年7月豪雨災害被災者支援事業、こちらに1,053万8,000円の増額をお願いするものでございます。歳入でもご説明いたしました高梁市への義援金としていただきました寄附金、それとふるさと納税代理受領分を送金するための増額でございます。

企画課所管分のご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） ナンバープレートの取り付け手数料委託料57万7,000円なのですから、これ何台分ですか。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） こちらにつきましては40台を予定しております。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 1台当たり、そうすると幾らになりますか。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） 予算の積算上でございますけれども、1台当たり1万3,800円ほど予定しております。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） それは普通車も軽も同じなのですか。

○企画課長（島村信之君） こちらにつきましては、大型のバスと、それから普通車とで料金が異なっております。予算積算の段階におきましては、バスのほうで1万2,020円で見積もりをとっております。普通車につきましては8,410円で見積もりをとっております。

なお、申請交換手数料といたしまして5,400円という内訳でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうすると、その平均が1万3,800円ということ。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、こちらであれしてから答弁願います。

島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） 普通車の8,410円プラス5,400円で1万3,810円という積算でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ふるさとイメージアップ事業の工事請負費、臨時駐車場整備工事費なのですが、こちらはどのような工事をするのか、具体的をお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） まず、こちらの臨時駐車場の場所でございますけれども、母子島遊水地の初期湛水池の西側に国土交通省所管の国有地がございます。こちらの国有地のほうを借り上げいたしまして、まず除草等の整地を行いまして、それから臨時駐車場として出入りをする出入り口のところに、敷き鉄板を敷くことによりまして、出入り口が傷まないような、そのような作業をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 西側のところといたしますと、今まで臨時駐車場で使っていたところとは別のところに、もう固定で臨時駐車場みたいな形で設置をする予定なのですか。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

昨年10月、それからことしの2月に使用した臨時駐車場と同一の箇所でございます。

以上でございます。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ふるさと納税と、よく今、国でもいろいろ返礼品の競争だのいろいろ言っています。ここではそのふるさと納税の寄附金というのは、どういうふうな取り扱いだか、例えば返礼品はどのくらいやっているとか、どういうふうな現状やっているのですか。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

まず、通常のふるさと納税に対する返礼品でございますけれども、昨年度の総務省からの通知に従いまして、寄附金に対して3割以下の返礼品をお送りしているところでございます。

なお、今回高梁市への災害支援といたしまして、ふるさと納税の代理受領として、寄附金のほうをお預

かりしてございますが、こちらにつきましては、返礼品はなしということで、募集の段階から明記をさせていただきまして、その趣旨に賛同していただいた方に今回ご寄附をいただいたところでございます。

以上でございます

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これ1,000万円となっているのだけれども、実際にそれだけ集まったわけですか、内訳はどのようなのですか。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

本日朝の午前8時現在でございますけれども、ふるさと納税代理受領としてお預かりした分でございますけれども、817万1,010円でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そのうち高梁市には1,000万円なのでしょう。そうすると、足りない分は市から出して1,000万円にしたのですか、そこらのその内訳がよく内容がわからないのですが、実際には817万円集まったのだけれども、1,000万円でしょう、これ高梁市には、その辺。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、9月30日まで寄附金のほうを受け付けるということで、高梁市のほうと協議が整ってございます。したがって、予算を編成した時点で、9月30日までの寄附受け付け見込み額として1,000万円を計上したところでございます。したがって、9月30日時点でお預かりした寄附金額と同額を高梁市のほうに送金するということになる予定でございます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 母子島遊水地、これは31年もの間、越流堤から水は入らないのですが、私は一個人として、あの越流堤はあと1メートル低くしたほうがいいのかと考えているのですが、この駐車場に関して、これは下館河川事務所と何回ぐらい話し合いをして、その河川事務所ではこれに難色を示したのか、それとも駐車場をつくることに難色を示したり、または素直に返事をもらったのか、その辺の話し合いの経過というものをちょっとお聞かせください。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

母子島遊水地の初期湛水池の駐車場につきましては、既にアスファルト舗装された駐車場に70台程度とめられるようになってございます。こちらのほうは市のほうで整備しているかと思うのですが、それだけではダイヤモンド筑波の際に、どうしても駐車台数が足りなくて、路上駐車を誘発してしまうこととなりますので、今回臨時駐車場のほうを国土交通省のほうとの協議でお借りすることになったわけなのですけれども、国土交通省のほうといたしましても、母子島遊水地のPRということもございまして、ご賛同いただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明をお願いします。

板橋財政課長、お願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課の板橋と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。ページの中ほど、款20項1目1節1繰越金につきましては、今回の補正予算に伴う財源調整のため9億340万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、ページを返しまして、16、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費に3,100万円の増額をお願いするものでございます。10月1日に民営化されますことぶき荘老人ホームの土地に係る売り上げ収入を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑をお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今財政調整基金というのは、今の3,100万円入れてどのくらいあるのですか。

○委員長（石島勝男君） 板橋財政課長、答弁願います。

○財政課長（板橋 勝君） ご答弁申し上げます。

平成29年度末が50億3,139万7,000円です。平成30年度の積み立て見込み額が、今言った3,100万円を除きまして160万9,000円を積み立てるのは当初予算で見えていました。今までに繰り入れる見込み、今回の3号補正までなのですが、その繰り入れの見込みとして11億7,794万3,000円、そうしますと、そこまでの残高見込みで38億5,506万3,000円ということになります。そこに今回の3,100万円を追加しますと、38億8,606万3,000円の残高となる見込みでございます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 38億8,600万円が現在あるのだということなのだけれども、これから平成31年度の予算編成、この議会が終わればそろそろ始まるわけです。予算編成に当たってこれだけの財調で実際に新年度予算立てられるのですか、これは。それともこれでやらなければならないから、いろいろなことの事業を削るのですか、私らはそれが気になるのです。今まで大体40億円、50億円ぐらい財調があって、そしてそれをもとにいろいろな予算編成を凶ってきたと思うのです。だからその辺の見通しはどうなのです。

○委員長（石島勝男君） 板橋財政課長、答弁願います。

○財政課長（板橋 勝君） では、まず財政調整基金の現在高の見込みなのですが、今のところ今回繰越

金を6億円ほど繰り入れしまして、繰越金の残高が今回ですと2億8,000万円ほどになります。最終的にこれらが今後補正予算の財源として使う、あるいは最終的には財政調整基金の繰り戻しの財源として使えれば、それを繰り戻したいなということを考えております。

あとは、もう1点なのですが、平成29年度の決算もそうだったのですが、当初予算に比べまして、市税、あるいは地方消費税交付金などの一般財源と言われるものが、平成29年度はかなり多く出ましたので、平成29年度決算で、予算で5億円ほど見ていました財政調整基金を繰り入れないで済んだというような、そういうことで財政調整基金を温存できたということがありました。そういったことを見通して、そういったことも考えながら、今後財政調整基金のあり方を考えていきたいなと思っています。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、これからそういったような話が出てくるのだけれども、財調としては、新年度に向けてどのくらいの基金が必要かなというのは、まだそこまで考えては、まだそういう話まで進んでいないのですか、ある程度の新年度に向けた考え方の基本というのは、まだそういうものはお互いに関係部局で煮詰めてはいないのですか。

○委員長（石島勝男君） 稲見企画部長、答弁願います。

○企画部長（稲見博之君） 新年度に向けました、特に歳入の考え方でございますが、現状では横ばいというふうな話を担当部局と打ち合わせをしております。そして、財政調整基金でございますけれども、ここ数年を見ますと、10億円から15億円を当初予算で見込んでおります。私どもといたしましては、スクラップ・アンド・ビルド、徹底した歳入の見直しを図りまして、できることであれば、財政調整基金の繰り入れに頼らず予算を組みたいというふうなところを考えておりますが、現実的にはなかなかそこまで予算をスリム化できていないというところが、ここ数年の状況でございます。

これから予算編成方針を策定するに当たりまして、そのしっかりとした歳入見込み、そういったものも想定しながら、市長の指示を受けまして、予算編成方針を、これから11月上旬に向けまして策定していくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、情報政策課から説明を願います。

菊池情報政策課長、お願いいたします。

○情報政策課長（菊池 勇君） 情報政策課の菊池と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、情報政策課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、右側のページに移りまして、節12電算費補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきまして、442万8,000円の増額をお願いするものでございます。社会保障・税番号制度におけるマイナンバーカード等の記載事項の充実に関しまして、新たな仕様、機能等の追加に伴う

システム整備補助金が増額となるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。歳入でございます。款2総務費、項1総務管理費、目14電算費、説明欄、住民情報システム運営管理事業に442万8,000円の増額をお願いするものでございます。歳入でご説明いたしました社会保障・税番号制度におけるマイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため、新たな仕様、機能等の追加によるシステム整備費が増額となるものでございます。

当初予算では、システム整備費を324万円と計上しておりましたが、その後総務省の仕様変更によりまして、事業費が766万8,000円となるため、差額の442万8,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、この事業に関する補助率でございますが、10分の10となっておりますので、全額国庫補助の対象となる予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） マイナンバーのほうは国が全額という形なのですが、結構システムが変わるということがあります、これまでも。その割には、よくはなっていくように変わっているのだと思うのですが、結局使えるものというのがまだまだ、私たちがもしマイナンバーを使うとなると、そういう部分がないので、その機能、記載事項がどうのこうのと、よくなっているというふうに言いますけれども、実際に、では具体的にはどういうふうな形なのですか、私たちがわかるようなものなのですか、そういうのは、変更になる部分というのは。

○委員長（石島勝男君） 菊池情報政策課長、答弁願います。

○情報政策課長（菊池 勇君） ご答弁申し上げます。

記載事項の充実でございますけれども、マイナンバーカードでは、住民票、転出証明書等に婚姻などで変更になる方の変更前の旧姓、旧名字です。そちらを本人の申し出、希望によりまして記載することができるようになるというものでございます。旧姓並記なのではございますけれども、戸籍上、今まで使用してきた名字なのではございますけれども、このうち婚姻等によりまして変更となる直前の名字、あとはまた出生のときから使っている名字、どちらかを選択しまして、住民票等に記載する場合に本名と並記することができるような制度になります。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 戸籍とかの部分と聞いていますけれども、今マイナンバーは、実際どれぐらいの人が申請して持っているのかどうかもちょっと聞きたいのですけれども、あと本当にその辺ももっともっと、今マイナンバーという意識がずれてしまっているというか、薄れてしまっているのではないかと思うのです。私たちの生活の中には余り有利さを感じなくなってしまうというか、便利さ、感じないような状況かなと思うのですけれども、そういう中で何かシステムだけ、これ国がやるのであれなのではございますけれども、変わってってしまうという部分で、もっともっとこのマイナンバーの利便性というのを、市としても上げていかなくはない部分があるのかなと思っているのですけれども、そういう部分の組み込み的なものというのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 菊池情報政策課長、答弁願います。

○情報政策課長（菊池 勇君） ご答弁申し上げます。

マイナンバーの交付枚数と、あとマイナンバーの交付申請のPR活動に関しましては、市民課のほうで所管してございますので、その辺についてはご了承願いたいと思います。

○委員（尾木恵子君） では、お願いします。

○委員長（石島勝男君） 鈴木市民環境部長、答弁お願いします。

○市民環境部長（鈴木建國君） ご答弁申し上げます。

マイナンバーカードの交付数でございますが、ちょっと手元にあるのが、ことしの5月1日時点の数字でございます。申請数が1万3,136人、交付数が9,971人となっております。ここから3カ月ほど既に経過しておりますので、実際は交付数はもう1万を超えているという状況でございます。交付の割合につきましても、10.2%ぐらいたしかかっていたと思われまます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 余りここで詳しくはあれなのでしょうけれども、ただ希望としては、本当にもっともこのマイナンバーが便利になるようなものを市としても取り組んでもらいたいということと、それと住民の皆さんに、やはりその辺の周知をして、もっともってマイナンバーが生かせるような努力をしていただければと思いますので、お願いします。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部所管の補正予算の審査を終わります。大変ご苦労さまでございました。

ここで、10分ほどトイレ休憩を入れたいと思います。再開は11時20分といたします。よろしく願いいたします。

〔企画部退室。市民環境部入室〕

休 憩 午前11時 9分

再 開 午前11時20分

○委員長（石島勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第116号「財産の取得について」審査をいたします。

消防防災課から説明を願います。

西秋消防防災課長、説明をお願いいたします。

○消防防災課長（西秋 透君） 改めまして、おはようございます。消防防災課、西秋です。着座にて説明させていただきます。

議案第116号「財産の取得について」ご説明いたします。

消防団の消防ポンプ車につきましては、20年を目安に順次更新しております。今年度は24、35、41分団の3台を更新予定としてございます。更新する消防ポンプ車は、当該分団から車両の特性の要望をお聞き

し、仕様を決定しております。なお、今年度は平成29年3月の免許制度の改定を踏まえまして、3.5トン未満の消防ポンプ車となっております。

議案のほうの2枚目をごらんいただきたいと思います。平成30年度消防ポンプ自動車3台の購入概要でございます。請負名、消防ポンプ自動車の購入、先ほど説明しました、24、35、41分団の3台、消防ポンプ自動車2WDオートマ3台、消防ポンプ車艙装一式3台分、消防ポンプ車取付品、積載品及び付属品一式、これも3台分でございます。

納入場所につきましては、筑西市役所消防防災課、請負者につきましては、枝輪業商会、予定価格が5,354万3,280円、落札金額が5,220万円となっております。落札率が97.49%、納入期限が平成31年3月22日、契約方法は指名競争入札でございます。

契約目的につきましては、購入後20年以上が経過し、老朽化した第24分団、こちらは関本下他、35分団、こちらが桑山他、第41分団他、こちらが小栗の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。

仕様概要につきましては、品名はCD-1型消防ポンプ自動車、数量は3台、車種は平成30年式1トン級、国産で新車のトラックシャシでございます。総排気量は2,900cc以上、駆動方式は2輪駆動、変速機はオートマでございます。車両総重量につきましては3.5トン未満、こちらは普通免許で運転が可能な重量となっており、ことし発売の新型車両でございます。

車体の艙装につきましては、主な仕様といたしましては、車両の側板は一般構造用圧延鋼材を使用し、周囲を外側に折り曲げ加工、各ステップにつきましては、アルミの縞板にて端部周辺を折り曲げ加工した構造となっております。

ポンプ室天井には、左右貫通式の上開き式展開扉収納庫を設けまして、収納庫床面には点検扉を設けると共に、ステンレスパイプにて二段の積載枠、ホース等が容易に積載できる構造となっております。

車体天井部は、周囲を手すりで囲っているため、ホース等を積載できる構造となっており、ポンプ室前方左右に足かけステップを取りつけることで、車体天井へ昇降できる構造となっております。

水ポンプ装置につきましては、今までの消防ポンプ自動車と同等の放水性能を持ちますA2級、真空ポンプにつきましては、ピストン式の大型無給油式真空ポンプでございます。

旧車両につきましては、キャビン側面の「筑西市消防団第24分団」、これは35、41も同等でございますが、その文字を完全に消去し、廃車の手続きをしていただいた上で、本市の指定した場所まで回送していただくということになってございます。

入札経過につきましては、指名通知、平成30年7月24日、入札が同8月9日、仮契約が8月10日でございます。予定価格の設定につきましては、総重量3.5トン未満の新型車両の開発製造元であるメーカー1社の見積もりにより、予定価格5,354万3,280円といたしました。入札結果につきましては、合計8社が入札に参加し、お手元でございます名簿のような結果となっております。

消防ポンプ車につきましては、定期的な更新を行い、消火活動に支障がないよう、万全を期しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 単純に聞きますけれども、消費税はどうなっているのですか。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） 仁平議員さんの質疑に答弁いたします。

消費税も含んだ金額になってございます。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 今回、本会議場でも三浦さん言ったように、入札先を1社に決めたということで、これから先、またこういう形で同じように、同じようなものを購入するからということで、今後もこういう考え方のもとで入札をするのかということをもまず聞かせてください。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） 尾木議員さんの質疑にご答弁申し上げます。

本会議の中で部長のほうからもご答弁がありましたとおり、地元業者の育成という点は考慮した上で、地元の業者を8社として今回入れさせていただいた。ただ、消防団からその仕様の要望を全てお聞きしております。その中で入札を決定したところ、3台とも全く同一というようなものになってございまして、今回につきまして、個別の入札によって価格がさまざまになってしまうというふぐあいもございますし、公平性、透明性の点から考慮し、一括ということで入札とさせていただきました。この考えにのっとりまして、来年度以降も同一のものであれば、そのような扱いになるのかなと考えているところでございます。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 次回からもそういう形だということなのですが、ちょっとそれはさておきまして、今回道路交通法が変わりまして、運転免許の部分に制約が出てしまうと、部長の本会議での答弁では、市内の消防車両については、今4トン以上のそういう免許が必要ではない中での車両しかないというお話でした。ですけれども、今回はその道交のことも考えて3.5トン未満のを購入したということなのですが、この3.5トン未満と4トン以上の消防車両の仕様というのはどういう違いがあるのですか。この4トン以上の機能的なものも、別に3.5トン以下で間に合うのだったら、別にこれからそういう4トン以上のを買う必要もなくなってしまうかなと思うのですが、どういう感じなのですか、その辺は。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） ご答弁いたします。

今回3.5トンということで、3.5トンの消防ポンプ車がことし新型で発売になります。一番大きなポンプ車のメーカーということになりますけれども、そちらがトヨタ車をシャシにして今年度つくっているということでございます。先ほどの説明でも申し上げましたけれども、一番大きな消防ポンプの機能としましては、放水の機能があるかと思うのですが、そちらのほうが一応ランクがあるのですが、今までのポンプ車につきましても、Aの2、今回のもの、3.5トンについてもAの2級ということになりますので、放水性能的には同等、ただそのAの2でもやはり幅がありまして、メーカーのほうとかにお聞きしたところ、若干出すとき、時間的に何秒かという単位で遅くなることはあるかもしれないということはお聞きしているのですが、実際の消防に関しては、それほどの影響はないというふうにはお聞きしているところです。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） では、もしこれからまた買いかえなければいけないようなときでも、その普通車で乗れるような車両の購入で大丈夫というようなことになるのでしょうか、では。そうでもない、希望に

よるか。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） ご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、あくまでもその団のほうの希望ということで、1点、今秒単位で遅くなるような話も差し上げましたけれども、あと、この仕様については今のところ四駆がないのです。二駆のオートマのみの設定となっております、川のほう、砂の地に行くようなときに、四駆が必要になる団がございます。今回につきましてはそういう要望がありませんでしたので、二駆での対応で十分大丈夫だということで、消防団のほうからお聞きしたところですが、今後四駆が来年以降出てくれば、そちらも検討には当然入ると思うのですが、もしないときには、逆にこの3.5トンでは難しいということも、場合によっては出てくる可能性もあるかと思っております。

○委員長（石島勝男君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） では、やはりその3.5トン以上になって、新しく準中型免許でしたか、そういう資格を取るといふ、これからの免許取る方だと思うのですが、今までの人は関係ないから。そういったときには、また、ではいろいろ助成等も考えなければならぬようなこともあり得るということで、理解はよろしいですか。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） ご答弁申し上げます。

ことしの1月に消防庁のほうから通達がございました。それによりますと、今議員さんがおっしゃいました消防団の準中型免許取得に関する公費負担、こちらについて地方公共団体が助成を行う場合には、特別交付税措置があるよと通達、そしてもう1つは、普通免許で運転可能なポンプ車の導入についても、今後検討していくようにという通達がございました。これにのっとりまして、筑西市ではいち早くといいますか、新型車両のほうの導入ということでさせていただいたところです。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 24、35、41分団で、20年間以上乗った車だというのは、この3台の車両の走行距離数は、1台1台わかりますか。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） ご答弁申し上げます。

申しわけございませんが、今手元に資料がございませんので、申しわけございません。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 先ほど駆動方式、答弁なされましたけれども、やはり大西風で大火になったときには、河川の水も使わなくてはならないと思うのです。それで河川に行ったときに、砂地だからここは消防車二駆だから入れない、これからはやはり四駆、四輪駆動の消防自動車を買うべきだと思うのです。

私もトラクターに乗っておりますけれども、トラクターは四駆にするときは、ぽんと押せば四駆になってしまうのです。それでそれを外せば二駆で走れるのです。だから道路を走るときは二駆、作業するときには四駆というようにトラクターなんかはなっているのです。だからそのようなこれからの消防自動車も購入したらいいと思うのです。

それで、この3台の車も1年に換算すると大した距離数は走っていないと思うのです。仮に1年に1,000キロだったと、そうしたら1,000キロのうち、本当に消火活動に出動したキロ数というのは、その3分の1ぐらいだと思うのです、私は。月1回の見回りするのだの、出初め式に来るのだの、そういうのを抜いたら、本当の消火に活動した距離数は少ないと思うのです。これが多いようでは、また市が大変なことになってしまいますが、だから私はそういうところを見ると、やはり大した距離数乗らないのだったら、四駆を買うべきだというのが私の意見です。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） ご答弁申し上げます。

貴重なご意見ということで、来年度また消防ポンプ車のほうの購入する分団がございますので、そちらにそのようなご意見も伝えて、来年の仕様のほうに入れさせていただきたいと思っております。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 各地区から、二駆でいいですよと言いつつも、四駆を買って与えてください。お願いします。

以上です。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これ予定価格の設定で、見積もり業者というのはどこなのですか、1社。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） 鈴木議員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

見積もりにつきましては、今回3.5トンを作製しておりますモリタ1社ですので、トヨタシャシーのモリタ製ということになってございます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 本会議で三浦議員も言っていました、何で今回3台を一括してやったのかと、蒸し返すようだけれども。地元業者の育成とよく言われます。ですから、地元業者は枝輪業商会だけではないわけです。ここへ参加している業者もたくさんいるわけだけれども、何で3台を一括したのかというのが私には理解できない、その点蒸し返しになりますけれども、もう一回。

○委員長（石島勝男君） 西秋消防防災課長、答弁願います。

○消防防災課長（西秋 透君） ご答弁申し上げます。

先ほどもご説明差し上げましたけれども、地元業者の育成という点で、地元の業者8社という点でさせていただきました。それと消防団からの仕様の要望を聞いて確定したところ、3台とも同一の仕様、その点から個別の入札をかけて、価格がさまざまになるというのはまずいかなということ、公平性、透明性の点から一括での入札ということとさせていただきます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 価格がさまざまになるのがだめなのだという話を聞きますけれども、それはおかしいのではない、1台1台何社かが競争して決まっていくわけだから、これ8社で1社だけ決めるわけ

です。だから、これ落札率だって97.49です。決して落札率が低いなんていうのはお世辞にも言えないのです。それは価格がどうのこうので一括してやったという理由は、そういう簡単な理由に聞こえますけれども、おかしいと思うよ、それは。ほかの皆さんも地元業者、筑西市の業者なのです。こういう機会というのはそうめったにないのです、消防ポンプ車の入れかえなんていうのは。相当の年数かかるわけだから。それはどうなのです。

○委員長（石島勝男君） 鈴木市民環境部長、答弁願います。

○市民環境部長（鈴木建國君） ご答弁申し上げます。

まず、価格について鈴木委員のほうからご指摘いただきましたが、例えば同じ仕様でありましても、時期が異なれば、その時期、そのときの経済情勢、または各落札事業者の人件費等によりまして、価格が異なるということは十分あり得ると思うのです。ただし今回は同時期、同じタイミングで落札をするということになりますと、やはりなぜ同じ時期で同じものを買うのに価格が違うのかと言われたときに、我々としてもよく説明できないということになりますので、やはり同じ時期に同じものを買うということであれば、それは価格が同じであるということが大前提になると思いますので、今回は3つ全てが同一仕様であったということから、3つまとめて購入したということでございます。

加えまして、仮に3つに分けて購入した場合、当然各事業者において事務費がかかるということから、価格も高くなりますし、さらに今回の入札結果を踏まえて、やはり入札結果、安いところから順に事業者の決定していくといいますと、落札率が99.00%になるということで、価格も高くなってしまおうということ踏まえまして、やはり同一時期、同一仕様の案件ということで、今回は3つまとめての入札にしたというところでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 3つまとめて、同時期だからということ言っているけれども、事務費がかかるとかいろいろ言っています。いわゆる入札を3回別々にやったら事務費がかかるとか、もっと落札率が高くなるだろうとかということは、それは部長がそういう想定をするわけ、それは内部で、一遍にやらないと価格が高くなってしまおうという話なのですか、結論が。だからやったという、これ一括して8社でやったほうが落札率は下がるという意味なのですか。例えば3社か4社でやるというふうな形でとれば、事務費はかかるかもしれないけれども、これは地元の業者の育成という観点から見ると、これはちょっと抜けているのではないかなと思うのです。

○委員長（石島勝男君） 鈴木市民環境部長、答弁願います。

○市民環境部長（鈴木建國君） まず、事務費というのは、各事業者における事務費でございます。決して我々執行部における事務費ではございません。当然1つの事業者が複数台購入することによって、それは規模のメリットということで、1台当たりの価格は下がります。逆に複数事業者が1件ずつとっていけば、それはその各事業者ごとに事務費はかかってくるということになりますので、それは当然スポットとしては、一括で購入に比べて高くなるというのは、一般的に考えて、入札のシステム上そういうことになるかと思えます。今回3つまとめてやるということについては、当然市民環境部の中で検討して、昨年度指名選定委員会からもそういう形でご指摘を受けましたので、それを踏まえて、同一仕様であるということから、3つまとめて購入したというところでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 事務費、事務費というけれども、どれだけかかるのです、入札参加するのに。そんなに事務費が重なってしまうからというほどのそういう経費がかかるのですか。どのくらいかかるのです、事務費は、こういう入札参加する場合。

○委員長（石島勝男君） 鈴木市民環境部長、答弁願います。

○市民環境部長（鈴木建國君） 各事業者における事務費が幾らかかるかというのは、我々ではわかりませんが、今回の入札結果を見ていただければ、当然枝輪業さん、この入札結果を安い順にとっていったとしても、枝輪業さん1本で買うより、当然落札率は高くなっていくわけですから、その分我々が支払うと額も大きくなっていくというところがございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 何だか苦しいよね、一生懸命事務費がかさむからどうのこうのだからまとめて1回でやったのだと、だからどのくらいの事務費がかかるのも把握していないのですか。

○委員長（石島勝男君） 鈴木市民環境部長、答弁願います。

○市民環境部長（鈴木建國君） それは我々のほうでは把握しておりません。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから事務経費はどのくらいかかるのですかと、ただ、かかるのだ、かかるのだと言われても、私らもわからないのです。どのくらいかかるのだったら、それでは節約しなくてはならないという考えにもなるのだけれども、ただ幾らかかるというのもわからないで、事務費がかさむ、かさむと言ったって、私らもわからないです、その数字が出なくては。

○委員長（石島勝男君） 鈴木市民環境部長。

○市民環境部長（鈴木建國君） 各事業者における、いわゆる手続経費につきましては、当然我々ではわかりませんが、今回の落札結果を見ていただければ、枝輪業さんが一番安く入れていただいて、それ以外の事業者さんは、当然落札率は枝輪業さんより高くなっているというところがございます。各事業者、当然1台当たりの単価を、今回の入札に当たりまして1台当たりに係る価格、あとは自分たちのもうけを踏まえて札を入れてくるというところになりますと、当然これを複数に分けた場合、今回の落札率の結果を援用することも可能だというふうに思います。

となると、今回落札率を見ますと、枝輪業さんが97.49%、次点のハマノコーポレーションさんが97.65%、さらにその次の須鎌モータースさんが99.0%ということになりますと、3つに分けると、当然各事業者さんの落札率は、恐らくそこにおさまってくるというふうに考えられます。

だとすれば、やはり3つに分けると、少なくとも枝輪業さんは97.49%で入れてくれるかもしれませんが、ハマノコーポレーションさんは97.65%、須鎌モータースさんは99.0%というふうに落札率がなってくると、97.49と97.65と99.00の平均値が今回の複数に分割した際の平均的な落札率に落ちつくということが推定されます。であれば、枝輪業さんが97.49%で入れてくれたわけですから、そっちのほうが総合的に見て安くなるというふうに我々は考えております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そういう細かいことはもうやめるけれども、根本的には地元業者の育成というのがないのです。それは1社だけに限っているから……

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員さん、今菊池総務部長のほうにちょっと答弁してもらいますので、よ

ろしくお願いします。

○総務部長（菊池雅裕君） 総務の菊池でございます。私のほうから補足をさせていただきます。

実は昨年12月のときもこの場で議論させていただいています。実際そのときにも指名選定委員会とお話しさせていただきました。昨年も2台購入することで市民環境部のほうから依頼がございまして、締結契約依頼を受けまして、指名選定委員会を行いました。その中でもやはり同じような議論をさせていただきまして、ただいまおおむね市民環境部のほうでお答えしたとおりでございまして、やはり地元業者ということで、特殊の車でございますので、市のほうに特殊車両を購入したいということで申し出がある事業者が8社ですので、全部今回もこれまでどおり8社を指名させて入札を行ったわけでございます。

地元業者の育成という観点もございまして、これまでの実績を踏まえまして8社ということで指名をさせていただいているところでございまして、やはり調達の履行が確実に期待できるということもございまして。

そんな中で、もし別々の入札をしたらどうなのかなという議論もありました。その中でやはり別々の入札になりますと、当然取りおりのほうの制度をさせていただきます。今回3台でございますので、A社について8社で入札しますと、1社が抜けます。そうしますと、残った7社の取りおり、2台が抜けて3台目になりますと、2社が抜けて6社の取りおりということで、やはりその辺を考えると、取りおりも考慮しますと、スケールメリットとして考えると、一括の納入のほうは、税の公平負担も考慮すると、そのほうが適当ではないかという判断で、今回も一括で入札をさせていただいた結果でございます。よろしくお願いたします。

（「取りおりでもいいのではないの、取った業者が抜けて、まあいいや……」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより、議案第116号の採決をいたします。

議案第116号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算のうち、市民環境部所管の補正予算について審査をいたします。

市民課から説明を願います。

渡邊市民課長、よろしくお願いたします。

○市民課長（渡邊千和君） 市民課の渡邊です。よろしくお願いたします。説明のほうは着座にて説明させていただきます。

議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民環境部市民課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

議案書12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節1社会福祉費交付金、説明欄3、国民年金システム改修交付

金、補正額75万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。事業内容につきましては、この後の歳出の後でご説明させていただきます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民年金費、節13委託料、説明欄、住民情報システム国民年金改修経費75万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。この歳入及び歳出補正予算の事業内容でございますが、平成28年12月に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、その中で次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除され、免除期間は満額の基礎年金を保障する制度に、平成31年4月から改正されることになりました。そこで、この制度に対応するために国からの指示により、国民年金に関する住民情報システムの改修をするための委託料として、歳入である交付金と同額を計上するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 免除期間はどのぐらいですか。

○委員長（石島勝男君） 渡邊市民課長、答弁願います。

○市民課長（渡邊千和君） ご答弁申し上げます。

国民年金の第1号被保険者の産前産後の保険料の免除期間なのですが、産前6週間、産後8週間に相当する4カ月間の保険料が免除されることとなっております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、消防防災課から説明を願います。

西秋消防防災課長、よろしくお願いいいたします。

○消防防災課長（西秋 透君） 着座にて説明させていただきます。

議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、消防防災課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

まず、6ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、追加でございます。被災者支援システム整備事業の限度額340万円を追加するものでございます。詳細につきましては歳入でご説明申し上げます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節14雑入（消防）、説明欄の2、消防団員退職報償金1,674万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成29年度に退職された消防団員48名分に係る退職報償金として、消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入となるものでございます。

次に、款22市債、項1市債、目6消防費、節2災害対策債、説明欄の5、被災者支援システム整備事業債340万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、被災者支援システムを県及び県内43市町村にて共同整備する事業であり、事業主体である県に対する負担金の財源として、緊急防災減災事業債を計上するものでございます。なお、当初予算要求時は負担金額が確定しておりませんで、起

債額も不明であったことから、今回増額補正させていただくものでございます。

続きまして、24、25ページをお開きいただきたいと思います。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費、説明欄の消防運営事務費でございますが、平成29年度に退職された消防団員の退職報償金として、歳入と同額の1,674万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。この消防団員退職報償金につきましては、筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づきまして、勤続5年以上の団員に対しまして、在職年数及び階級に応じて支払うものでございます。

平成29年度の退職報償金支給対象者の内訳でございますが、5年から10年の団員が19名、10年から15年の団員が13名、15年から20年の団員が7名、20年から25年の団員が1名、25年から30年の団員が3名、30年以上の団員が5名、合計48名となっております。

次に、款9消防費、項1消防費、目5災害対策費、節19負担金、補助及び交付金、説明欄の災害対策事業347万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、歳入でご説明いたしました被災者支援システムの負担金が確定したことから増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で、市民環境部所管の補正予算について審査を終わります。大変ご苦労さまでございました。

ここで、執行部の入れかえをお願いします。

〔市民環境部退室。中核病院整備部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、中核病院整備部所管の審査に入ります。

議案第120号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、本委員会所管の分割付託分のうち、中核病院整備部所管について審査をいたします。

業務推進第二課から説明を願います。

市塚業務推進第二課長、お願いいたします。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 中核病院整備部業務推進第二課、市塚と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼します。

議案第120号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」のうち、業務推進第二課所管事項についてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。筑西市特別会計条例の一部改正としまして、第6条、筑西市特別会計条例（平成17年条例第44号）の一部に、（9）筑西市病院事業債管理特別会計 病院事業債管理事業を加えるものでございます。これは一般会計と区分して地方独立行政法人茨城県西部医療機構の借入金を管理するため、特別会計を設置するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑をお願いします。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほどの続きです。鈴木委員の本会議での質疑に部長は虚偽の答弁をされました。なぜかといいますと、真壁医師会を抜きにしては、この中核病院はできないという、2年も3年も前から

言われていて、真壁医師会とは良好な関係であると、こういうふうに答弁されました。109人のお医者様の中で、たった私は3%ですけれども、3人のお医者様に親戚の医者も含めてお聞きをしましたところ、良好な関係、とんでもないと、市とは良好な関係ではない。それは最初のうちだけで、医師会が申すには、最初中核病院をつくるときに、この地域は脳疾患、心疾患の患者が非常に多くて、救急車が来ても運ぶ病院がなくて、ご家族も含めて、患者も非常に40分も待って困っていると、自治医大ではもう茨城県の患者は連れてこないでくださいと、目いっぱいだと。筑波のほうもかなり飽和状態、メディカルを含めて。それも調べてあります。そうしたら梶井先生が、この地域は恵まれた地域だと、こういう説明をしました。30分以内で3次医療を完結できる病院に運ぶことができる。それはいい、その理屈は通るのですけれども、この地域が心疾患、脳疾患の病人が多くて、医師会では特化した高度医療を担う、脳、心に関する病院をつくってくれという申し入れにもかかわらず、ここへ来て竣工式典がめでたくとり行われて、10月1日完成。

今ここで言わなければならないのは、そういうときに、真壁医師会では今さら紹介状なんか書けないと、良好な関係ではないのだと。既に登録されている、私が聞いた限りでは筑波のほうと全部提携しているので、向こうへ書きますよと。なぜならば2次医療ではそういう特化した高度医療を担える科がないのに、難しい患者を2次医療のところに送ってしまうがないでしょう、だったら最初から今までどおり3次医療を担えるところに行くのだと、つまり真壁医師会が話し合いの中で求めた病院像ではない、総合病院的なものを建てて、どうしてこの診療体制で黒字化できるのか、赤字になりますよと、こう。

そのことを8月28日、夜7時半から2時間半近くにわたって、お茶一杯出さないで真壁医師会の落合先生初め3名ないし4名、詳細はわからないと思います、部長は。でも、ここの委員長は行っているのです。それは行った議員というのは、福祉文教の議員が中心だったらしいですけれども、2時間半にわたって文句たらたら、とんでもないと、こういう病院をつくって。そのぐらいの言い方をされていて、にもかかわらず、部長は良好な関係だと、なぜ良好な関係なのか、もう一度説明をお願いします。

それで、もし紹介状でも書いてもらえなかったら、医療マーケットとして成り立たない。私が心配しているのは、もう8億円も6億円も入れて、これから黒字化するといっても、お金を入れるのだもの黒字化になります、昔の市民病院と同じです。独立行政法人として独立した病院ではなくて、市のお荷物になりかねない、それを心配しているのです。真壁医師会との関係は良好でないといけないのに、良好ではないのに部長は良好だと言ったその根拠をお願いします。私はその認識です。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長、答弁願います。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 仁平議員さんのご質疑に答弁申し上げます。

まず、私が良好な関係と申した真意ですけれども、私が個人として医師会の先生方にお会いしたお話をさせていただいた。そういう場合については、両医療監と一緒に訪問したドクター、また委員会、懇談会等でお話をさせていただいた医師、そういう方々とお話をした内容で自分が感じたこと及び両医療監が107の医療機関をお回りになって、きょうはどうでしたか、きょうはどうでしたかと、そういう話の内容を私が聞いた範囲の中で思ったことで答弁したことでございます。

以上でございます。

○委員（仁平正巳君） 委員長、石島委員長は2時間半近くにわたって文句たらたら言われた会議に出席した関係上、何があったか、お願いします。

○委員長（石島勝男君） 何があったかということであれただけけれども、一応その開催日の前日ですか、一

応参加要請がありまして、個人で行ったわけですから、やはりメモもとっていないし、ただ義理的に行った形ですので、大嶋議員さんのほうの連絡で。そういう状況で、詳細についてはメモをとっていませんので、その辺の今仁平委員さんの件については、ちょっと答弁はできないと思います。

○委員（仁平正巳君） この中で石島委員長だけが出席したので、では詳細はメモしていなくても、どういう印象だったのですか、その落合先生初め真壁医師会の代表者が来ているわけですから、どういう、良好な関係だという根拠はあったのですか、なかったのですか。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（稲川新二君） それでは、ただいまの仁平委員の質問に委員長、お答え願います。

○委員長（石島勝男君） 今仁平委員さんの話の中で、参加しまして、やはり詳細のあれはメモをとってなくて、結論的に話しすれば、やはり医師会と筑西市で県西メディカル病院のあれ、10月1日に開院するわけですが、そういう中で幾らかちょっとすっきりしないというあれは強く印象に残っております。

以上です。

○委員（仁平正巳君） この問題を……副委員長が指名したのだもの、私しゃべります。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） 私がまだ発言しているのだから、私が今指名されているのです。

この問題を水かけ論でやったってしょうがないですから、私が言いたいのは、せつかく市民が一丸となって、議会も一丸となって、執行部も一丸となつてつくった病院ですから、今後継続的に真壁医師会とは話し合いを通じて、本当に良好な関係で病院を、医療マーケットですから、盛り立てていけるように中核病院整備部では努力をしていってほしいと思います。これだけです。

○副委員長（稲川新二君） 相澤部長、何か。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 答弁申し上げます。

仁平議員がおっしゃっていることは、まさにそのおっしゃるとおりでございまして、梶井医療監は、今後もまた医師会の先生方のところに再度のご訪問を考えてございます。また、この107医療機関を回ったときにも、相当厳しいご意見もいただいていますし、また検討するということに関しては、ほとんどその先生方にご返答して、答弁でも申し上げましたように、診療方針体制、診療指針等、1班、2班を梶井医療監がみずからおつくりになって、先生、ここをこういうふうに変えました、いかがでしょうかということ、ずっとやってきていらっしゃる私は聞いておりますので、今後そういうことのないように、またさらに医師会の皆様とはコンタクトをとりながら、連携をとって一生懸命前進していきたいと、しっかりやっていきたいと思っております。

○副委員長（稲川新二君） 仁平委員のお言葉をしっかり刻んでいただいて、今後、大嶋福祉文教委員の方も出席なさっていると思いますので、お話し聞くことはいいことだと思いますので、ぜひお話し聞いていただいて、対応していただきたいと思います。

それでは、議事に戻りますので、委員長にお返しします。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（石島勝男君） そのほか委員さんで質疑等がございましたら。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 夜間休日一次救急診療所条例というのがここに載っていますけれども、夜間休日

の診療所というのは今後どういうふうになっていくのです、この場所の位置とか、話がいろいろ流れています。しかし、はっきりしないのです。どうなのですか、診療所は。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

夜間休日一次救急診療所につきましては、真壁医師会の医師、また薬剤師会の方のご協力のもとに、保健福祉部の保健予防課のほうで所管しております。当然真壁医師会の医師、薬剤師会の医師の方の協力なしには進めることはできないとは思っておりますが、今現在保健福祉部保健予防課のほうでこの件については検討しているということはお伺いしておりますので、詳細は控えさせていただければと思います。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ただ、あとは場所の問題、今の福祉センターのところなのか、市民はどこへ移動するのかとか、どういうふうなプログラムになっているのですか。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

今現時点、小林にあります保健センターのほうで、夜間休日一次救急診療所は行っております。今現時点では、その位置ということで、別な場所ということまでは存じ上げておりませんので、ご理解いただければと思います。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ただ、市民の希望としては、やはり当初計画にあったように、中核病院、西部メディカルセンターの近くとか、その敷地とかと、いろいろな話がありました、最初スタートするころ。それはまだよく、練られているというか、計画がまだ立てられていないのですか。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長、答弁願います。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 答弁いたします。

その夜間休日一時診療所につきましても、さまざまな意見がございます。今のところで、ある程度中核病院と距離感を持ったほうがいいのではないかと、また近くで一緒にやっていたほうがいいのではないかと、医師会の先生方も、あと10年もすると皆さん70以上だと、これは落合先生からもご意見としていただいています。今後市としても考えていく必要があるだろうということで、保健福祉部と我々も一緒に落合先生のところをご訪問させていただいたときに、それも含めて協議していきましょうということで、今まさにやっている最中でございますので。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 薬剤師1名と看護師何名か、募集していらっしゃるというようなお話を聞きましたが、薬剤師はどのような状態になっているのですか。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 今薬剤師も1名募集しているところでございます。

○委員長（石島勝男君） はい。

○委員（赤城正徳君） それともう1つ、ここで全員協議会を開いたときに、梶井先生が、自信たっぷり

におっしゃったことがあるのです。皆さんご安心ください、私はエース級のお医者さんを持ってきますからと、部長が思っているエース級というお医者さんはどのようなお医者さんと思っっていますか。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長、答弁願います。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 答弁いたします。

私のあくまでも私見でございますけれども、まず9診療科体制というのができたときの話がございませう。これは両病院の常勤医師を配するかということで9診療科がまずできました、その次に脳疾患、心疾患について云々ということも出てきました。そこで梶井先生は、私はそこにいませんでしたので、私はちょっと聞いてはおりませんが、私が思うエース級というのは、内科という1つのくくりの中で、大学のように臓器別のように、例えば腎臓内科とか消化器内科とかというふうにせずに、内科の中でチームをつくっていくのだと、ですからその中で、その専門にたけた先生方を招聘を続けてきていただいているなど実感しています。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私のエース級というのは、かかりつけのお医者さんを私はエース級だと思っっています。それで、県西病院、市民病院から来たお医者さん以外は、現在は全部、部長、エース級のお医者さんだと思っっているのですね。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長、答弁願います。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 全てとおっしゃいまして、私は医師ではないので、ドクターの中にも専門医、指導医、いろいろお取りになっている方がいらっしゃいますので、私からすれば全てすばらしいドクターだと感じております。

○委員（赤城正徳君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

（「済みません。7条のほう、ちょっとまだ説明が終わっていませんでしたので、申しわけございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 済みません。120号のうち7条について、続けて説明をさせていただきます。

筑西市医療監の設置に関する条例の廃止でございます。これは10月に地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立とともに、茨城県西部メディカルセンターが開院することにより、両医療監がその職務を終えることによるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第120号について、本委員会所管の説明、質疑を終了しましたので、これより採決いたします。

議案第120号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第122号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、本委員会所管の分割付託分のうち、中核病院整備部所管について審査をいたします。

説明を願います。

引き続き、市塚業務推進第二課長、お願いします。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 議案第122号につきまして、引き続きご説明をさせていただきます。

筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、中核病院整備部所管についてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部において、別表第2第2項中、筑西・桜川地域公立病院等再編整備推進協議会の部及び筑西・桜川地域公立病院等再編整備建設委員会の部を削るものでございます。これは茨城県西部メディカルセンターの平成30年10月の開院により、再編整備推進協議会、再編整備建設委員会の所掌事項の目的を達成したためでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、アドバイザーは誰がなるのです、この地域医療推進アドバイザー。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

こちらのアドバイザーにつきましては、保健福祉部のほうの所管事項になりますので、説明のほうは控えさせていただきます。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） では、質疑を終結いたします。

議案第122号について、本委員会所管の説明、質疑を終了しましたので、これより採決いたします。

議案第122号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算、中核病院整備部所管の補正予算について審査をいたします。

説明を願います。

引き続き、市塚業務推進第二課長、お願いします。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のう

ち、中核病院整備部所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目4衛生費寄附金、節1衛生費寄附金315万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは地方独立行政法人茨城県西部医療機構の施設整備運営に係る指定寄附でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出、款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、西部医療機構運営支援事業15億1,673万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは10月1日開設予定の西部医療機構職員共済組合負担金4,112万7,000円、西部医療機構補助金6億105万1,000円、西部医療機構出資金8億7,456万円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらの補助金と出資金の違いについて、もう一度詳しくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

出資金と補助金の違いでございますが、出資金につきましては、平成30年10月、西部医療機構の設立に伴い市から出資するお金となります。補助金につきましては、運営費の補助金になりますので、平成30年10月から年度末までの運営に対する補助ということになります。ですので、出資金につきましては、10月1日現在で出資することとなりまして、運営費補助金につきましては、年度末の実績等に応じて負担する補助金ということでご認識いただければと思います。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。そうしますと、出資金というのは、これが最後で、今後こういう予算とか、そういうところには出てこないお金ということでよろしいですか。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 原則はそのように考えております。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 補助金というのは年度末までなので、今後も引き続き発生してくるお金ということでもよろしいですか。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

補助金につきましては、運営費に対する補助となりますので、毎年度補助するものと予定しております。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第126号について、本委員会所管の説明、質疑を終了しました。これより採決いたします。

議案第126号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第130号「平成30年度筑西市病院事業債管理特別会計予算」について審査いたします。
説明をお願いします。

引き続き、市塚業務推進第二課長、お願いします。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） ご説明いたします。

議案第130号「平成30年度筑西市病院事業債管理特別会計予算」についてご説明申し上げます。

今回新たに特別会計を設置いたしました。先ほど議案第120号第6条にて説明させていただきました、地方独立行政法人茨城県西部医療機構の借入金を管理するための特別会計でございます。移行前に借り入れをした病院事業債を、機構から市への貸付金元利収入とし、市から借入先に同額の元利償還金を支出するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,249万9,000円と定めるものでございます。詳細につきまして、8ページ、9ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、2、歳入でございます。款1 諸収入、項1 貸付金元利収入、目1 貸付金元利収入、節1 西部医療機構貸付金元金収入293万6,000円、節2 西部医療機構貸付金利子収入956万3,000円をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。3、歳出、款2 公債費、項1 公債費、目1 公債費、説明欄、地方債償還元金293万6,000円、地方債償還利子956万3,000円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら、この特別会計のお金の流れは全協でご説明いただいた資料5—2の②番と③番のことだというのはわかりましたが、この①番の償還補助の繰り出しというのは、具体的にはどのようなものなのか、お願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

①番の償還補助の繰り出し、こちらの表のこちらの部分でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○業務推進第二課長（市塚文夫君） （続）こちらにつきましては、市の一般会計から補助金として独立行政法人のほうに繰り出した補助金となります。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） そうしますと、病院を建てるときに借りたお金などは、一般会計から独立行政法人に行くということになるのですか。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

原則、西部メディカルセンターの整備に関する起債、あとは筑西市民病院で既に借り入れた起債につきましては、独立行政法人のほうで承継することとなります。その流れをもちまして、今まで借りていた起債を独法が償還することになりますので、流れとしましては、先ほどの資料、①の償還補助の繰り出しに

つきましては、市から独立行政法人、一般会計から補助金として繰り出しを行います。ただ独立行政法人につきましては、起債等長期借入れを行うことができませんので、市を経由して②番、③番の流れとなるものでございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第130号の採決をいたします。

議案第130号「平成30年度筑西市病院事業債管理特別会計予算」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で中核病院整備部の審査を終わります。

これで、総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退室願います。ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（石島勝男君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） ありがとうございます。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 0時33分